～新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方へ～

奨学資金の追加募集を行います

音更町教育委員会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業、離職、会社の倒産、売り上げの減少など収入が著しく減少したことにより家計が急変し、経済的に高校などへの就学が困難な方を対象として、次のとおり追加募集を行います。

申込期間・方法

申込期間	申込場所	申込時間
９月26日（月）～１０月１７日（月）	音更町教育委員会 教育総務課（役場２階）	午前９時～午後５時 （火曜日のみ午前９時～午後７時）

申込期間中に音更町教育委員会へ持参または郵送により提出してください。

応募資格

（１）音更町に住所を有する者の子

（２）新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業、離職、会社の倒産、売り上げの減少など収入が著しく減少したことにより家計が急変し、奨学資金の支給がなければ、経済的に就学が困難な者

（３）令和４年度奨学資金の支給を受けていない者

支給期間・支給方法

（１）支給期間　令和４年４月から令和５年３月までの１年間

（２）支給方法　１２月末に１年分を支給

◆公立高校　月額　６，５００円
◆私立高校　月額１０，０００円

※音更町外へ転出または退学・休学などの場合は返納が発生します。

募集人数

１０人程度　（選考により決定）

提出書類　※支給願書などの用紙は、教育委員会または木野支所にも備えてあります。

（1）音更町奨学資金支給願書（申込人は学生本人となります）

（2）奨学生推薦書（学校で発行してもらってください）

（3）誓約書

（4）収入を証明するもの（前年（令和３年１月～令和３年１２月）中に収入のあった方全員（パート、アルバイト、短時間の仕事も含みます。）

※　既に令和４年度奨学生の募集（申込期間　令和４年５月９日～令和４年５月２７日）において、（１）～（４）の書類を提出している場合は、（１）音更町奨学資金支給願書のみ提出してください。

上記書類のほか、次のいずれか（令和４年分のもの）

- 会社の休廃業や倒産、離職などにより職を失ったことが確認できる書類（離職証明書の写しなど）
- 国税、道税、町税のいずれかにおいて、収入の大幅な減少を理由とした減免または徴収猶予の措置がされた方はそれが確認できる書類
- 売り上げの大幅な減少を要件とする公的資金の支援などを受けた方はそれが確認できる書類
- 生活福祉資金特例貸付を受けた方はそれが確認できる書類
- 連続する２か月の収入の合計が、同じ月の令和元年～令和３年の収入合計額と比較して２０％以上減少した人は、その収入額が確認できる書類（給与明細書等の写しなど）
  ※給与明細書がない場合は、事業主からの証明など（別添「給与証明書」）

収入見込額の算定

通常、奨学資金は前年の収入に基づき選定しますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が著しく減少した方は、次の算定方法により令和４年収入見込額で選定します。

- 会社の休廃業や倒産、離職などにより職を失った方
- 国税、道税、町税のいずれかにおいて、収入の大幅な減少を理由とした減免又は徴収猶予の措置がされた方
- 売り上げの大幅な減少を要件とする公的資金の支援等を受けた方
- 生活福祉資金の特例貸し付けを受けた方

➡ 収入見込額：０円

- 連続する２か月の収入の合計が、同じ月の令和元年～令和３年の収入合計額と比較して２０％以上減少した方

➡ 収入見込額：前年の収入額から減少した割合を控除した額

その他のご不明な点は、教育委員会教育総務課総務係までお問い合わせください。

問合せ先　〒０８０－０１９８　河東郡音更町元町２番地

音更町教育委員会教育総務課総務係　TEL０１５５－４２－２１１１（内線７５４）